

第9回市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2021年11月26日（金）午後6時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 1・2会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 皆さん、おばんでございます。

定刻となりましたので、ただいまから第9回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、夜間開催となりましたが、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、11月12日に開催いたしました第8回会議で、予定しておりました議事につき、時間内にて全ての項目の議論を終えることができなかつたため、急遽、日程を調整させていただき、開催となったものでございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、日程調整にご協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

恐れ入りますが、ここから着席にて進めさせていただきます。

本日の会議は前回からの続きとなりますので、事務局で新たに用意した資料等はございません。この後、早速議論の続きに入っていただければと思います。

それでは、石黒座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○石黒座長 こんにちは。

お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日もよろしく願いいたします。

今、説明がありましたように、資料3の検討項目のうち、(1)、(2)、(3)、(8)を前回終わらせました。この続きに入る前に、前回のことで何か確認がございましたらお出しいただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、一通り終わった後で全体についても一度確認するとき、何かあればご意見やご質問等を出していただければと思います。

それでは、資料3の2ページ目の検討項目(4)の第8条、市民の責務に地域社会に関する内容を加える条例改正を提言すべきかどうかについてご議論をいただきたいと思ます。

前回、改正を要するかと考えるか、改正を要しないと考えるか、あるいは、検討中かについて皆さんに答えていただいた事前確認シートが配付されています。それでは第8条については改正をしたほうがいいのかというご意見の方が2人、改正は別に必要ではないというご意見の方が2人、検討中という方が2人という状況です。

それから変化もあったかもしれませんが、補足したいことなどがあるかと思いますが、まず、改正をしたほうがいいのかというご意見の委員の方に補足を出していただきたいと思ます。

改正を要するということに丸をつけられた委員は鈴木委員と皆川委員になります。自由記載欄に書いていただいているものもありますが、補足説明があれば出してください。

○皆川委員 簡単に私の考え方を説明させていただきます。

検討項目（４）の主な意見のところ集約されていますが、良好な地域社会、コミュニティ形成のために、共に助け合う絆というような内容を盛り込み、町内会にしても防災にしても、地域社会の中で共に助け合い、協力し合いながら地域を形成していく状況があるとよいという意見がありました。

こういう内容のものがあつたほうがいいのかについては判断をしかねるのですが、もしこれを盛り込むのであれば、第８条と第９条を比べたとき、市民の責務と事業者の責務とありますよね。ここをさらっと読んだところ、事業者の責務のほうが重たいようなニュアンスの書かれ方がしていると思ったのです。その上で市民の責務を何か加えるのであれば、事業者レベルのニュアンスの強い言い方に変えるのもありかなということです。

ただ、そうしたほうがいいのかどうかは判断がつかねるところで、変えるとしたらという意味です。

○石黒座長 今のお話では、鈴木委員の主な意見の内容にこう入れるのならばという感じでしたが、鈴木委員からは何かございますか。

○鈴木委員 私も特に入れてほしい、入れるべきとまではいっていないのですが、事前確認シートにも書いてあるとおり、第１項には相互の理解及び協力とありますし、第２項以降にはまちづくりに参加するように努める、自らの発言と行動に責任を持つなどに努めるべきという文言が書かれていますよね。併せて、近年、地域社会にあつては皆さんで協力しながらまちづくりに努めるべきであるみたいなことも言われています。

言葉としていいものは思いつかないのですが、主体についても書いてありますとおり、協力しながら、つながり、地縁というものもありますので、まちづくりに関わるように努めるといったことが分かる文言でいいものがあれば入れてもいいのかなという程度です。

○石黒座長 ご指摘の内容は、まちづくりに参加していく上で、近年、重要になってきているので、重要だということですね。

○柴田委員 私も鈴木委員の意見に賛成です。

前回の災害の件のときに絆ということを使ったのですが、それは別として、第８条に、鈴木委員が言われたように、第８条に絆という言葉が欲しいなと思います。

近年、人と人との絆が薄くなっているので、お互いに協力をし、絆を強くして、自分たちで解決できるものは解決しようという姿が必要なかなと思います。

絆のほかに、つながりという言葉もありますが、そういう言葉が欲しいです。

○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 私も検討中に丸をしたのですが、やはり、責務という言葉ではなく、もっと柔らかくしてはどうかと思っています。先ほど言われたように、絆というような言葉を入れるべきなのかは別ですし、責務という厳しい言葉で言ったほうがいいのかも迷いますが、今、隣同士の絆がなかったり、顔見知りではなかったりで、検討項目（３）の防災にも関わりますが、隣近所の顔がちゃんと分かっているほうが良いとは思っておりまして、検

討中としたところですが。

○石黒座長 池田委員は、責務という言葉がどうかということと共に、絆にするか、どういふふうにしたらいいかを検討中だということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 私も検討中にさせていただいたのですが、条例の条文を見ますと、第8条は市民の責務になっているのです。ところが、第10条、第12条、第13条は、それぞれ、議会、議員、そして市長の役割及び責務となっており、市民だけ役割が抜けていて、責務だけになっているのです。

ですから、役割を付け加えて、今おっしゃられたつながりや絆はすごく大事なことだと思うので、入れるのもよろしいかと思うのですが、現状のように、市民の責務とだけになっている第8条につながりや絆と入れてしまうのはどうかといいますか、札幌市は大都市なので、そんなつながりは特に要らないという人もいるかと思うので、反発が生まれるのではないかなという心配もあります。

○石黒座長 宮本委員は自由記載欄にも書かれていたように思いますが、いかがですか。

○宮本委員 まちづくりに対する市民の責務に町内会やエリア単位で考えるまちづくりというのも大きくあると思うのですが、一方、私がやっているNPOもまちづくりの活動をしています。ただ、NPOの場合は地域に限定しません。例えば、私の活動であれば、まちづくりにおける話合いの場のサポートをしまして、それはエリアではなく、テーマごとに横軸で刺さってくるまちづくりの活動なのです。

このようなエリアに限定しないまちづくり活動もあることを考えると、責務の中に入れてしまうと、それがすごく強く出過ぎてしまうのではないかと思ったので、大事ではあるけれども、その言葉を入れる改正は必要ないのではないかと思います。

○石黒座長 ちなみに、宮本委員の自由記載欄では、今、池田委員が言われた市民の責務という表現についてもどうかということも含まれているのでしょうか。

○宮本委員 どちらかといえば、私が今話をした地域が責務になってしまうと、それだけというふうに取り取られてしまうという意味から改正は必要ないということです。

○石黒座長 責務という表現は、確かに、かつて制定に向けての検討の中でも結構出ていたと思いますし、その後の見直しにも出てきているのではないかと思います。ちょっと重過ぎるのではないか、逆に参加を萎縮させてしまう危険性があるのではないかということですね。

他方、もっと強く、責務ではなく、義務にしたほうが良いという意見もあり、ここに落ち着いたのだと思うのです。確かに、役割という表現であればいいのかなと思いますし、いろいろな考えがあろうかと思います。

それから、絆が非常に重要になってきているということもありました。今は第8条のところについて議論していますが、これは前回問題になった第2条の定義のまちづくりのところなど、ほかのところにも関わってくるのかもしれないですね。入れるとしたらどこに

入れるのが適切なのかもあり、今、宮本委員からは第8条に入れてしまうと、逆に限定されてしまう危惧もあとありました。

どこか具体的な条項の改正を行うか、関係するところについて、今日、そういう点が重要になってきていることを踏まえ、市がやることについては絆をさらに強めていくような、あるいは、市民に対しても、そういったことを考え、参加することが要請されるようになってきていると啓発といいますか、周知といいますか、喚起させていくべきだということでも留めることもあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

条文を改正し、入れたほうが良いというご意見の方はありますか。

○鈴木委員 武岡委員のご意見はまさしくもっともだなと思いました。これは市民自治の条例ですので、事業者も市民の一人として、市民が主体となっていますので、多分、責務という言葉で表現をしたのかなと想像しました。

武岡委員がおっしゃっていた議会の議員は、それをサポートする立場なので、役割と入れたのかなと思うのですが、市民の責務としますと、ものすごく義務に近い言葉に捉えられてしまうと思ったのです。

今、市民も多様化している時代でもありますし、それぞれの立場や住んでいるところもあります。しかし、私も町内会で議論をしているときに話したのですが、お祭りに参加する、小学校の安全活動に参加するというのもまちづくりの一つですので、役割という言葉が良いのかどうかは分かりませんが、ほかとそろえて、やはり、役割を入れても良いのではないかなと感じています。

それで、絆やつながりを入れても良いのかなと私は思っていました。もうちょっといい言葉やいい表現があれば皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、例えば、あまり変えずに入れるとすると、協力も比較的近い言葉ですので、相互の理解及び協力、つながりに基づいてまちづくりを進めるというような表現でも良いのかなと感じました。

○石黒座長 第8条1項に収まりが良い形で入れられるのではないかとということですね。

何かがあったほうが良いというご意見は結構出されていて、ただ、逆に地域の活動に限定されてしまう危険性もあるのではないかとご意見もあります。

○鈴木委員 当時は地縁の意味も強かったと思うのですが、この条文を見ますと、別に地域や地縁で縛っている訳でもありませんし、最近では、SNSでのつながりのほか、NPOや企業との連携など、いろいろな形のものがあると思います。そういう意味合いで「多様な」と入れても良いのですが、地縁に縛ったものではないと思っていますので、そういった意味で良いのかなと思っています。

○石黒座長 今日、残っている検討項目の(7)をご覧ください。議論が拡散してしまう危険性もあるのですが、今までの話をお聞きしていると、絆などの文言を入れるというのは、どちらかというと、第28条に入れるほうがより自然なのかなという感じもしています。

ただ、第28条は「市は、」となっているので、市民がまちづくり活動を行う上で、そういうことも重視してやってもらう必要があるのではないかと、特に、今の時代ではそれが

必要になってきているのではないかという点で言えば、市民の責務のところに入れたほうがいいのではないかと思うのです。

例えば、第28条は、市は、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりをまちづくりセンターを拠点としてやっていくということですよね。そして、第2項では、まちづくりセンター、町内会、自治会等の地縁による団体とあります。この条項は、また問題になると思いますけれども、そのようにあります。

さらに、これらの地域においてまちづくり活動を行う者、または、これらの団体等により構成されるまちづくり協議会、その他の団体が行うまちづくり活動に対して、自主性と自立性を尊重しながら支援を適切にやるということです。そのとき、絆を強めるという表現がいいのか、そういうことで市は支援していく必要があるという内容で入れるのも一つかと思っています。

それはさておき、市民の責務のところに入れたほうがいいのかについて、ほかにいかがでしょうか。

○皆川委員 今の検討項目（7）のところとかぶるというのは私もそのように思います。

ただ、第8条の市民の責務に関するところに加筆をしたいという意味は、市民自治に対してもっと市民の参加を促すというか、強制はできないのですが、このままでは駄目だよということを言いたいのか、それとも、先ほどあまり強いトーンで言っても駄目だから、もっと柔らかくしたほうがいいのかという話なのかということです。

私は町内会への参加などを強く促されると不快感を感じるタイプなのですが、この場として強く促すような条例にしたいのであれば書きぶりはこうなりますという案は出てくると思いますし、そんなに強くしては駄目だよと私は思っているのですが、それでは駄目だよという意見であれば書きぶりは柔らかくなると思うのです。

ここが整理されると検討項目（4）と（7）は解決していくと思うのです。

○石黒座長 確かに、まさに責務で、義務ではなく責務になっていることは今お話にあったようなご意見から、義務とせず、弱まっているということですよ。

しかも、表題はそうっていないが、条文の文言自体には責務が入っておらず、努めるものとするということで、責任は持つということなのでしょうね。そういう意味では、今、皆川委員のご指摘のように、これをどうされるのかというと玉虫色的で、全く好き勝手にやっていい訳ではないぞということと共に、強制できる話でもなくて、主体なのだから、それを認識して、それぞれの形で参加してもらいたいという内容になっていると思います。

それで、絆を入れるという方向は、そういうことを考えて、もっと積極的に参加していくべきだという方向なのか、強制する訳ではないけれども、そういうことを重視してやっていく必要がある意図なのか、そのように整理できる話ではないのかもしれないですけども、ほかに委員から何かご意見はございませんか。

あるいは、第8条に入れたほうがいいのか、第28条に入れてもいいのか、そういうことを意識してやっていかなければいけないということはそのとおりです。ただ、それは条

文に入れるという提言ではないとするかですね。

○鈴木委員 今、第8条なのか第28条なのかは混乱してしまいましたが、第28条については改正の必要なしと書きました。座長もおっしゃっていたように、「市は、」と書かれていますので、ここはいじらなくてもいいのではないかとということです。

まさしく、まちづくりセンターについて書かれていますが、まちづくりセンターの位置付けは、私は市の職員ではありませんので、勝手な解釈ですが、幾つかの町内会や町連があって、まちセンの担当区域が多分決まっていますよね。そして、自主運営をしているところもありますけれども、基本的には市が運営して、担当する周辺地区の町内会や町連のまちづくりに協力することを業務としていると思うのです。そういったことがはっきり書かれていますので、それを拠点としてということで、まさしくこの条文のとおりではないかと思っています。

ただ、業務としてつながりを大切にしておか、そういう言葉はあまり条文には適切ではないかもしれませんが、そういう文言を入れたほうがいいのかというのであれば入れることに反対はしません。ただ、これは市の業務内容にもよると思いますので、規定があるのかは分かりませんが、そう思いました。

○石黒座長 私が話を拡散させてしまったと思うのですが、柴田委員が指摘されているまちづくりセンターを拠点とした第28条を改正すべきだというのは、今の話のようなことではなくて、「地縁による団体を除く。」の文言を除いてはというご意見ですよね。

それと別の問題として、絆の話は地域のまちづくりの条文だということで出したのですよね。今の鈴木委員の絆を入れたほうがいいのかという意見は、市民がそういうことを意識して、まちづくり活動に参加する必要があると打ち出すためなのか、札幌市における今日のまちづくりにおいて、人々が絆を大事にしていかなければいけない、努める必要があるためなのかです。もし後者なら、第27条の市がやっていく上でそれを重視していくというふうになればと思って、お聞きしたのです。それが市民にあるのだとすれば、やはり第8条に入れるべき話になると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

先ほど、宮本委員は、市民のまちづくり活動が地域に限定される危険性があるのではないか、もっと広げて、いろいろなものも含めたまちづくり活動への参加を問題にしている条文なのではないかというご意見でしたが、いかがでしょうか。

○宮本委員 絆という言葉を入れるか、入れないかについてです。

絆はとても大事なことだと思っているのですが、人によってその意味や定義を違って読むといえますか、絆というのは理念的なものだと思っています。

そこで、条文に入れるか入れないかですが、条文は何をするのかがなるべく分かりやすいものかいいと思っているのです。ですから、理念的なものを条文に入れるよりは、前文にかかってくることだとも感じています。それで前文を読んでみたのですが、地域の絆を大切にしておかという言葉がしっかりと入っているのです。このように、そうした理念はここで掲げられていますので、条文に入れなくてもいいのかなと思っています。

○石黒座長 前文に入っている、また、入れる場所としてもそこが適切ではないかというご指摘でした。私も認識が不十分でした。

まさに、第8条で規定されている内容について、今、問題になっている絆も含め、前文には書かれている訳ですが、いかがですか。

前文にも入っている訳ですが、今の時代、絆を意識できるよう、取組を進めていく必要がある、その必要性が高まっているということを提言に入れ、条文の改正まではしないということではいかがでしょうか。

絆という文言を第8条や第28条には入れないけれども、前文にあるということを喚起させ、第8条の市民のまちづくり活動、それから、市のまちづくり活動の支援の中でもそれを意識していく必要が強まっているというようなことを提言で書き、条例改正という提言はしないということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、そのようにさせていただきます。

先ほど第28条に踏み込みましたが、検討項目(5)と(6)を飛ばし、(7)の第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりに関する条文の内容の見直しに入りたいと思います。

○鈴木委員 蒸し返すつもりは全くないのですが、役割は入れなくていいということではよろしいですかね。別にこれでも問題はない気もするのですが、軽い、重いみたいな話もございましたので、確認させてください。

○石黒座長 失礼しました。

責務という表現について、私自身、役割みたいな言葉がより座りがいいのかなみたいなことを言って、池田委員は責務という表現にちょっと引っかかっている、これには引っかかる人がたくさんいますが、責務はより強いという感じで引っかかる場所があったのだと思うのですが、いかがでしょうか。

○池田委員 責務というところを一般市民が見たとき、責務が発生するのだと勘違いされる人がいるのではないかというのが私の意見ですが、もうちょっと軟らかい言葉にしてもいいのかなと思います。

○石黒座長 第2節の市民の責務、あるいは、次の条文の市民の責務について、市民の役割なのかは分かりませんが、責務はちょっと強過ぎるので、改正すべきだという提言をするかどうかについて、ほかの皆さんからは何かございませんか。

○鈴木委員 先ほども申し上げましたけれども、問題がないのであれば市民の役割と責務としてはいかがかと思っています。これはほかとそろえるというのもありますし、先ほど座長もおっしゃっていたように、中身は責務に通じるような比較的強い言葉はありませんし、責任が生じ、そうした気概を持ってやってくださいねというつもりで責務を残してもいいのかなと思うのです。私は市民の役割と責務としてもいいのではないかなと思っています。

○石黒座長 聞き方を変えると、そういう危惧があるということで、人によってそれは当然だと思います。逆に、先ほども言ったように、これでは弱過ぎるよという人もいたりする訳です。

そこで、責務と書いてあるけれども、義務だから、やらなければ、責任が発生するのだという種類ではないことは、多分、解説にあるかもしれませんが、誤解の生じないよう説明を書くことはいいとは思いますが。ただ、条文がこれではまずいので、変えたほうがいいというご意見の方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 条例策定の過程ではいろいろな意見があって落ち着いたものだと思います。これでは強過ぎるという人もいますし、逆に弱過ぎるという人もいます。条例の大改正をやる時にはもう一度検討してもらおうことになると思いますが、現在は指摘だけをして、改正すべきという提言はしないことでよろしいですか。責務という表現に注意をしなければいけませんし、役割についても考えることは必要かもしれないという提言をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 それで結構ですが、素朴な疑問があって、役割という文言を入れるかどうかは何を持って区別しているのでしょうか。議会のほうには役割と入っている訳です。

これは主体としているものか、そうでないものかの違いかなと思うのですが、そこも考慮しつつ考えていただきたいということで、そういう文言を付け加えていただけたらと思います。

○石黒座長 条文改正ということではないけれども、議会や市には役割と責務とあるが、市民のところには役割と入っていない意味をきちんと整理し、大きな改正をやるようなときには、当然、それも踏まえて検討する必要があるのではないかということを描きしておくという趣旨ですね。そういう幾つかの指摘はしますが、その上で条文改正までは提言に入れたいということでまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、先ほど第28条に入ったので、そちらに進みます。

検討項目(7)です。

先ほども触れましたが、柴田委員の事前確認シートに書かれていますし、前の議論の中でもご意見を言われたと思いますが、もう一度お願いします。

○柴田委員 私が指摘したのは、第28条第2項で、まちづくりセンターは、町内会、自治会とありますよね。その2行目に括弧で地縁による団体を除くとあるのです。法律上、これで正しいのかは分かりません。ただ、これを除いて文章を読んでも何の違和感も持たないのですけれども、いかがでしょうか。

○石黒座長 ちなみに、ここに括弧がついている意味について確認できることはありますか。

○事務局(植木推進係長) 今までに挙がった以上の話は出てきていませんし、過去の経

緯なども、特段、この部分に言及したものは見つかりませんでした。

○石黒座長 恐らくですが、前にある町内会や自治会などは地縁による団体だと言っている訳ですよ。ただ、自治会などの地縁による団体ではないけれども、地域でまちづくり活動をやっている者も含めて対応していくのだという趣旨からこの規定を置いているのではないのでしょうか。

そうすると、この括弧がないといけなくて、条文の考え方としては、町内会や自治会の両方に当たるという形は、多分、避けようということだと思っております。

○柴田委員 「若しくは」とありますが、どうですか。「若しくは地域において」です。これは続けて読んでいってもいいのではないのですか。

○石黒座長 「若しくは」というのは、町内会や自治会などとその二つ以外の地域においてまちづくり活動を行う者ですよ。そして、もう一つ、それらの団体から構成されているまちづくり協議会などの団体ということで、「又は」の後が一つで、「又は」の前の幾つかのグループが一つで、そのグループのうち、町内会、自治会というのは地縁による団体で、地縁による団体ではないが、活動を行う者があるというつくりなので、このようになっているのだと思います。

ただ、それが必要なかということですね。これがなかったとして、町内会や自治会がどちらにも入って問題はないのではないかと。逆に、こうあることによって町内会や自治会が外されるのかという違和感があるかと。

柴田委員が感じられている違和感と同じかどうかは分かりませんが、そういう受け取られ方をする条文になっているようには思うのですが、いかがですか。

○柴田委員 括弧内を取っても違和感がなく、すんなりと読めますし、逆に、地縁による団体を除くということはどこを指しているのかとなりませんか。

○石黒座長 町内会や自治会などは地縁による団体の代表で、それ以外にも地縁による団体はありますよね。だから、一つは、町内会や自治会など、代表的な地縁による団体があって、地縁による団体ではないが、まちづくり活動を地域でやっている団体があって、大きくは一つのグループだけれども、その中に2種類あるのです。そして、それとは別の上部団体かは分かりませんが、「又は」の後にそういうものがあると言っているのです。

AとBは一つのグループで、それとは別にCグループがあるという関係で、法律では、「若しくは」「又は」のつくりなのです。

○柴田委員 でも、並列に考えたほうが市民としては分かりやすいのではないのでしょうか。

○石黒座長 私もこの条文の括弧の中はないほうがいいのではないかなと思っています。

ですから、将来的に改正するときにはここの検討をする必要があるのではないかなと思っています。ただ、今回は、間違っているとの判断ではなく、より適切ではないのではないかなという判断なのです。

ほかの委員からご意見やご質問はございませんか。

○宮本委員 地域においてまちづくり活動を行う者についてですが、まさにNPOなどが

そうかなと思っていました。地縁ではないけれども、その地域で子育てサロンを開いているNPOや高齢者のサポートをしているNPOが入っていると思いますが、そこは地縁ではないですから、そのとおりでなと思って読んでいました。

そして、座長がおっしゃったように、改正をするしないは何を基準にして考えたらいいののだろうかを考えました。あってもいいし、なくてもいいしというのは改正をしないとすると私は考えています。というのは、改正をすとなれば、この後、ものすごく大きなプロセスを踏みますので、あってもなくてもいいものは、改正はしないけれども、提言書には入れて、次回の見直すときに、タイミングが合えば見直すとしてはどうかと思っています。

○石黒座長 あってもなくてもいいかは微妙ですが、ないほうがいいという意見があって、私もないほうがいいのではという意見です。ただし、法制的に詰めていくと何か問題があるのかもしれないということです。

市民が読んだとき、何でこれが除かれるのだという違和感が生じる条文になっているのではないかと思うのですよね。ここでこうしないとこういう問題があるのですよということが出てくれば、そうなのか、仕方がないねということはあるかもしれません。しかし、今はそれが見えないので、改正をするときにここも併せて検討して、問題がなければ削除したほうがいいのではないかと思います。

そういう検討も必要だということは提言に入れるということで、今回、条文改正する提言はしないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、そのようにさせていただきます。

残っているのが検討項目（５）と検討項目（６）になります。

まず、検討項目（５）の市政への市民参加に関する配慮事項に係る記述を見直すことについてです。

確認シートでは、改正を要するという方が１名、改正を要しないという方が２名、そして検討中という方が３名という状態です。ニュアンスについてなど、それぞれにいろいろとあると思いますので、まず、ご意見や説明をしていただければと思います。

改正をしたほうがいいというのは宮本委員でしたか。

現状に合わせた事項に見直すことが必要だと思うということですね。

○宮本委員 すみません。これをチェックしたときには改正を要するに丸をつけたのですが、改正まで要しなくてもいいかなと、今、気持ちは変わっています。ただ、配慮する事項は、ここにも書いてあるように、どんどんと変わっていっていますし、条文の（４）に挙げられていることだけではなくてきてきていると思うので、更新していくことはすごく大事なのではないかと思っています。

なお、（４）でも性別や国籍等と書いてあるので、含まれる書き方にはなっているとは思いますが、今に合わせた配慮は必要だと感じているので、提言で書いていただけるとい

いかなと思います。

○石黒座長 前回にご議論をいただいた前文のところでの多様性のことと関わってくることもあるので、それも含めての配慮をということで、今回、条文改正という提言はしなくてもよいということでした。

やはり変化してきている訳ですから、そういったことも踏まえ、対応していかなければならないことですね。これを前文の多様性のところと合わせて書くか、二つを別々で書くかはつくってみて、皆さんのご意見をいただくことになりますが、提言の中に入れるということで、条文改正までは提言しないということです。

ほかにいかがでしょうか。

○皆川委員 事務局にお伺いしたいのですが、性別というのは、ここ最近、ものすごくデリケートな話題でして、多分、自治基本条例だけに変更を求められるものではなく、もっと大きなくくりで検討がなされるべきものなのではないかなと思っています。

札幌市では、性別について、SDGsやLGBTのことなどを考え、ほかにもいっぱい条例があると思うのですが、性別を整理するというような動きはないのでしょうか、分かったら教えてください。

○事務局（植木推進係長） 具体的なことまではこの場で即答できないのですが、性別絡みについては男女共同参画課で所管しており、こういったものに関する取組は市全体に絡むものとして進めているはずですが。

今、札幌市がどう打ち出しているかなど、具体的なことはご説明できないのですが、全体としてそういう考え方を整理している部署はございます。

○皆川委員 そうだと思うので、自治基本条例を検討するに当たって、特段、問題視することではないのかなという気がします。もっと大きなくくりで考えてくださいね、その必要があるのではないですかということは書いてもいいと思いますが、この条例についてどうこうということではないのかなと思います。

○石黒座長 今、指摘があったように、これは自治基本条例だけの問題ではなく、市のあらゆる取組や活動において考えていかなければいけないことで、どんどん変化していつている問題ですよね。そういう意味では、自治基本条例の運用においても意識してやっていく必要があることは指摘し、条例の条文改正までの踏み込みはしないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 繰り返しですが、提言書の案をつくって、それのご検討もいただきますので、そこでまたいろいろとあるかと思いますが、方向として、条例改正という提言はしないけれども、そういう指摘はするということにさせていただきます。

最後に、条例改正をすべきかどうかの検討項目の最後になりますが、検討項目（6）に入ります。

これは、住民投票に関するところですが。

確認シートでは、改正を要するに丸をつけられた方が2名で、要しないにつけられた方が2名で、検討中の方が2名で、完全に分かれています。

こちらについてもいろいろとご意見があると思いますので、自由記載欄に書かれた方は補足でご意見をいただきたいと思います。書かれていなくてもあればと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員 質問があるのですが、現状で住民投票の実施を市民から求めることができるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 住民投票についてですが、まず、現行法では、自治基本条例にかかわらず、法律で制度化されている住民投票が地方自治法で定められておりまして、例えば、地方議会の解散請求、市長や議員の解職請求については住民投票に付さなければならぬという旨が規定されております。

ただ、それ以外のものにつきましては、現在、札幌市に具体的な住民投票について定めた条例はありませんので、札幌市では住民投票を行うことはできません。

○石黒座長 地方自治法には直接請求制度があって、条例の制定、改廃も直接請求できます。それは、議会でそれを検討してくれということをお求めすることです。また、自治基本条例の第22条では別に条例を定めて実施できるとなっているので、その条例を制定してくれという直接請求はできることとなります。しかし、それを決めるのは議会なので、それを受けてどうするかは議会の判断になる訳です。

住民側から住民投票を制度的に求めるとなれば、こういう内容の住民投票をやる条例を定めてくれと直接請求することになります。それ以外の道があるかははっきりと分からないのですね。

○柴田委員 ちょっと不思議だったのは、第22条で「別に条例で定めるところにより」とありますが、札幌市の場合、住民投票条例はまだない訳ですよ。もう一つに、「市は、」が主語になっていますけれども、普通、市民の何分の1以上の請求によりというようなことがあるのではないかと思います。

そうしたことから、常設的な市民の投票条例をつくられたらどうかなという意見です。

○石黒座長 今のご意見は確認シートで出されたものでしたか。

○柴田委員 新しく条例をつくるというように書きました。

○石黒座長 資料3の3ページで常設型の住民投票条例をつくることも一つの案ではないかとありますが、これは武岡委員のご意見ですね。

○武岡委員 そうです。

○石黒座長 今、柴田委員もそうすることが適切ではないかとありました。これは、自治基本条例を改正し、第22条に入れるという意味なのか、第22条に規定があり、それを受けて、今、条例はないが、住民投票の条例制定に向けて進むべきではないかとの提言にするか、それはどちらでしょうか。

○柴田委員 そのとおりで、後者のほうです。

○石黒座長 改正したほうが良いというご意見の方も今の内容と同じでしょうか。

○武岡委員 そうです。自治基本条例に根拠を持たせるか、常設型の住民投票条例という形でつくるかにこだわりはありませんが、市民の意見を聞いたほうが良いような何か大きな問題が出たとき、そこからつくるのではなく、あらかじめ条例をつくっておいて、そういう事態になったらすぐに住民投票にかけられるようにしておくのはいいと思うので、ぜひ改正をしていただきたいと申し上げました。

○石黒座長 常設型との意見がありました。住民投票をやるためには、自治基本条例で条例を定めなければできませんが、今はその条例がありません。問題が発生し、必要な状態になったときにすぐにやれるように条例をつくっておく必要があるというご意見が2人から出されましたが、ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○宮本委員 私も改正を要するほうに丸をつけました。

主な意見の一つ目ですが、住民投票ができることに関して、「市は、」という主語で始まっているのですが、私は市民の権利として住民投票があると自治基本条例に書くことが大事なのではないかというシンプルな思いがあって、「市民が、」という主語で書かれる条文がいいと思ったところからお話をさせてもらいました。それが常設型の住民投票条例につながるのだと思います。

ただ、札幌市は、すごく人口が多いですし、簡単に条例をつくり、常設型にしましょうという訳にもいかないで、どんな事例が起こり得るか、どんなケースが考えられるかを調べ始めることが必要なのではないかなと感じています。

でも、私は、常設型を検討してはどうかと提言に書くほうが良いと思っています。ですから、今回は改正とまでは言えないけれども、それを検討していくということを残したい気持ちです。

○石黒座長 住民投票条例の制定に向けて検討をしていくべきだと提言に入れることでいいということですね。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

常設型がどうなるかは、検討してみないと、どういう条例が良いのか、簡単にはいかない、ただ、今はありませんし、制定に向けた検討もされていないので、検討すべきということ提言として出すというご意見ですが、ほかのご意見の方はありますか。

○鈴木委員 私もそういうことで提言してもいいと思うのですが、この条文で言いますと、「市は、」実施することができるということなので、市はできるのですよね。ただ、いざ何かをしようと思ったときに、条例がない訳ですから、条例を制定してということになると思うのですが、そうするとある程度の時間がかかってしまう訳ですよね。

そういう意味からも、条例の中身は別としまして、こういう条例があれば、市が住民の意見を聞きたいと思ったときに条例に基づいて実施することになるので、実現可能性という意味でもあったほうが良いと思っています。

○石黒座長 住民投票についての条例を検討すべきだということですね。

ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 特に、意見はないとのことですので、住民投票条例の制定に向けて検討すべきであるということを提言として盛り込む意見が多数と判断しますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 自治基本条例の改正という提言ではないが、第22条を受けて条例を検討すべきであるということを提言に入れさせていただきたいと思います。

これで条例の規定の検討項目として挙がっている8項目については検討をしていただきました。いずれも、自治基本条例の改正に関する提言はしなないとなりました。しかし、それに関わることについて提言の中に盛り込んでいくということです。なお、提言文についても検討はいただきますので、そこでご意見を出していただければと思います。

そして、住民投票条例については制定に向けて検討すべきであると提言をするということです。

このようなことでよろしいでしょうか。

○柴田委員 市が住民投票をできるということと、もう一つは、市民からの要望で、何十分の1にするかは分かりませんが、そういうことができる道をつけておいてほしいと思います。

○石黒座長 宮本委員もそういう意見だったと思いますが、条例を検討すべきであるという中に、市民からの発意の住民投票も盛り込む形のものを検討すべきであるという内容を提言するということですが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、自治基本条例の改正の提言をすべきかどうかについてはこれで終了とさせていただきます。その中で出てきたとおり、改正までは提言しないけれども、一定の内容を提言の中に盛り込み、その具体的な内容については、案をつくり、皆さんにまたご検討をいただくことといたします。

この後は、前回配付の資料3の検討をしていただいたところの続きの6ページから、これまで出されたご意見等を基に提言の文案をつくって、皆さんにご検討をいただきたいと考えています。ここに挙がっているものには意見を出された委員の名前も記載していますが、毎回蓄積してきた資料1の右端のところについては特にご意見はなかったと思います。気が付いたところなども含め、何かご意見はありませんか。

この後、提言書の原案の段階で言うのであれば、それも可能な範囲で盛り込みたいと思いますが、今の時点で何かございましたらご意見を出してください。あるいは、ほかの委員と意見交換をした上でということでも構いません。なかなかすぐには出ないと思いますが、特に、お気づきの点はございませんか。

これを基に原案をつくっても、皆さんの出されたご意見や趣旨を適切に体现した文章に

なるかどうかは分かりませんので、ご意見をいただき、修正をしていくこととなります。ひとまず、ここにまとめられたご意見やご提言に基づいて提言書の文案をつくることによるのでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 先ほども言いましたが、後で気付いたことがあれば、事務局に伝えていただければ、原案をつくるときにそれも踏まえ、原案をつくらせていただきます。そして、繰り返しになりますが、その原案を皆さんにご検討していただくこととなりますが、前回の作業工程案のところでご説明がありましたか。

○事務局（植木推進係長） こちらでご提案していた案ですが、まず、制度の評価などについて文章化し、事務局で報告書の形による素案をつくり、それを見ていただいて、それに修正意見をいただくことになるのですが、そのプロセスについては、実際に集まるのではなく、素案を各委員の皆様にお送りして、書面の形で確認をしていただくということをご提案しておりました。

ただ、確認が終わった後、最終的な書面の確認のため、もう一度集まって確認するかについてはご意見があるかとは考えていました。

○石黒座長 考えているのは、前回の資料2の作業工程案ですね。第9回になっていますが、前回で終わらなかったのも、第10回となるかと思いますが、書面開催を想定しているということです。原案をつくり、皆さんにお諮りして、出されたご意見を踏まえて、修正をするなどの作業を進めていくということです。そして、委員に集まっていただいて、固まった原案の最終確定をしてもらおうということですね。

○事務局（植木推進係長） そういったことも可能だと考えています。

○石黒座長 書面開催の中で皆さんが確定していいということであれば、わざわざ集まって最終確定をしなくてもいいかと思いますが、そういうご意見であれば出していただいても結構ですし、全員がそういう意見であれば、そこで決まりとなるかもしれません。

急ぐ必要もないかと思うのですが、皆さんが集まったところで確認して、確定したらいいと思っています。ただ、皆さんのご意見から確定させ、集まるときは市民参加条例のことからやりますというのであればそれでもいいと思っています。書面でやり取りをする中でそういうご意見があれば出していただきたいと思います。

残された点は、構成案です。

今の時点で構成案について何かご意見はございませんか。

○皆川委員 構成案について私案を出させていただいたのですが、前期の報告書や今回事務局で作成された構成の順番について確認します。

条例の第33条では、推進会議の役割として、市民自治によるまちづくりに関する施策または制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うという役割が課せられていますよね。順番としては、評価が先で、条例の規定についての検討が後と私は理解しているのですが、なぜか前期の報告書では条例の規定についての検討が先にあり、評価が

後に来ているようなのですが、こうなっている理由はあるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 具体的にこうだから先に掲載するといった議論はなかったかと思えます。

あくまで想像ですが、条例の見直し等を考えたとき、そちらに重きを置きたくて先に掲載したということがあったのかもしれませんが。ただ、明確な理由があってこうしようといった議論は前期の会議では出ていなかったと記憶しております。

○皆川委員 特段の理由がないのであれば、条例に書かれている順番でまとめていただいたほうがすっきりすると思えます。

そして、資料4を見た感じのイメージなのですが、推進会議として報告する内容というのは、この表では、例えば、事務局提示案の第3項と第4項の黄色とクリーム色の部分が私たちの検討した内容で、報告する事項と思えますので、この黄色とクリーム色のところを重たく、分量的にも多くまとめていただきたいなと思えます。

○石黒座長 そこを中心にとというのはそのとおりだと思いますが、分量的に多くなるかですね。やり方や制度的なものが結構長くなるので、結果として提言書を見ると、字数は黄色とクリーム色の部分よりも、合計するとほかの部分が多くなることはあり得るかもしれませんが。でも、字数の問題ではなく、そこが中心だということが分かるように努力したいと思えます。

例えば、私が今言ったような結果になる場合は、資料に分けて、提言書は、まさに黄色やクリーム色のところが中心で、経緯などについては、添付資料みたくできるのだったら、そうやってもらいたいというご意見ですか。

○皆川委員 それでもよろしいです。

○石黒座長 いずれにしても、一つの報告書の中で、分量は、黄色やクリーム色の部分ではないものが多くあって、結局、黄色とクリーム色の部分はこれだけしかないとなるのはやめてくれということですよ。

今後の提言書の形として、字数的にはという可能性もあるのですが、一つの案として、そういう場合は、資料にするなどして、外形的にも黄色とクリーム色のところが中心となっていることが一見して分かるようにすべきだというご意見でした。

提言書はつくってみなければ分からないところもあるのですが、例えば、青色のところに入っているもので、条例の規定についての検討の視点は黄色やクリーム色のところと同レベルのものになるかなとも思っています。これは中身にもよると思うのですが、今ご指摘の意見を踏まえて原案を作成し、こちらは資料にしたらどうかというご意見があれば出していただくことにします。ただ、今のことも踏まえて原案作成に当たってみることにさせていただきます。

物が出てこないと言えないところもありますが、今の時点でご意見があればお出しただければと思えます。

○宮本委員 皆川委員から案を出していただいて、私も改めて整理していただくことができま

したが、いま一度、確認です。

これは、今までの事務局案の目次の項目と、皆川委員からの提示の項目に何か追加されていたり、何か削除されていたりするのではなく、順番の変更と私たちが大事だといふところのボリュームを厚くする変更案だという理解で間違っていないですか。

○石黒座長 はい。

○宮本委員 今回の私たちの会議の流れも、最初に評価から始まって、最後は今やっている条例改正の話の流れでしたので、そのとおりでいいなと思います。

○石黒座長 今の宮本委員の意見は、クリーム色に当たる部分を先にしたほうがいいのではないかという意見ですか。

○宮本委員 はい。

○石黒座長 そういうことで取り組んでみて、やはり、そういうつくりにはなかなかならなかったの、こういう案になりましたという場合はご意見やご指摘をいただきたいと思ひます。ただ、そういう方向で取り組むことにさせていただきたいと思ひます。

今の時点で構成についてほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、先ほど来、確認しているように、資料3に挙がっているご指摘やご意見を基に提言書の原案を作成させていただき、皆さんにお諮りして、ご指摘等を受けて修正して、原案完成に向けて作業を進めさせていただきます。

これで予定されている検討事項は済みましたが、皆さんから、新しいことでも別のことでもいいので、今まで話してきた関係でご確認やご指摘はございませんか。

○柴田委員 別のことですが、札幌市の市民自治推進本部の設置要綱についてです。

その任務というところに4項目が書いてありまして、条例に基づく市政への市民参加の推進に関すること、条例に基づく情報共有の推進に関すること、条例第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策の評価等を行うための仕組みに関すること、その他条例の理念を具体化していくために全庁的に必要となる事項に関することですが、この会議から提言をしますよね。その市民自治推進会議の提言を検討するというような項目はここに入らないのでしょうか。

○事務局(植木推進係長) 今おっしゃられたことは、広い意味でいいますと、この4項目の中に含まれるものと考えております。

○石黒座長 今の答えでよろしいですか。

○柴田委員 できることなら、具体的に市民自治推進会議からの提言を検討するなど、そういう文字が欲しかったなと思っただけです。

○石黒座長 たしか、前回議論した中で、検討項目(8)で市民自治推進本部の設置根拠を条例に置くべきではないかというところで、チェックの仕組みといいますか、推進本部の機能をもっと発揮させるべきだということがあったと思うのです。

提言にそういう項目を盛り込めとまで書くかどうかは別として、我々の検討結果を外形

的にも分かるように、そして、どういう対応になったかを公表してほしいということは盛り込むことになると思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 事務局から確認しておきたいことは何かございませんか。

○事務局(植木推進係長) 特にございません。

○石黒座長 そうでしたら、これで本日予定していた議事は全て終了となります。

これで本日の議事は終わります。

次回以降の会議のスケジュール等については、事務局と調整して、委員の皆さんにお知らせしたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

事務局に進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局(柴垣市民自治推進課長) 本日もご議論をどうもありがとうございました。

事務局からの連絡事項です。

次回、実際にお集まりいただく会議は、委員の皆様の予定をお伺いしたところ、1月中の開催となる見通しですが、今後の進め方につきましては、石黒座長とも相談した上で改めてお知らせをさせていただきたいと思います。

ただいまご議論いただきました報告書の原案を作成し、12月中には委員の皆様のお手元にお届けできるように進めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、夜遅くまで、どうもありがとうございました。

以 上